

対日直接投資推進会議
規制・行政手続見直しワーキング・グループ
とりまとめのポイント

平成29年5月

対日直接投資推進会議での規制・行政手続見直しについて

- 外国企業からは、規制や行政手続の煩雑さが、日本でビジネスを行う上での主な阻害要因として指摘されている。
- このため、対日直接投資推進会議「規制・行政手続見直しワーキング・グループ」において、外国企業や外国企業を支援している専門家等に対するアンケートやヒアリング結果も踏まえながら、外国企業の投資活動に関係する規制・行政手続の見直しについて議論・検討を行い、関係省庁等において実施することとした具体的取組をとりまとめた。

(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定) (抄)

外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続を抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議を中心に検討し、1年以内を目途に結論を得ることとし、このうち早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

1. 法人設立・登記関係①

【課題1】 資本金払込証明

株式会社設立登記のために資本金払込証明が必要だが、外国法人や日本に居住していない代表者は、資本金払込のために必要な日本国内の銀行口座の開設が困難。

【今回の対応】

①資本金払込みの口座の名義人の範囲を拡大（※現在は、発起人 又は 設立時代表取締役のみ）

－ **口座名義人は発起人の委任を受けた者（司法書士、弁護士等を含む）でも可能とする。**

【29年3月】

②払込先の金融機関の対象を拡充

－ **邦銀の海外支店も可能**と解釈拡充。【28年12月】

－ 金融庁の要請を受け、メガバンク3行は対応態勢を整備。【29年3月】

1. 法人設立・登記関係②

【課題2】サイン証明書

日本に住所がない外国人の場合、印鑑証明の代わりに、サイン証明書が必要だが、取得できる場所が本人の国籍国か日本(日本における国籍国領事)に限定。

【今回の対応】

①サイン証明書を取得できる場所を拡充

- － 本人の現在の居住国においても取得可能に。【28年6月】
- － 日本における国籍国領事がサイン証明書を発行していない場合は、日本の公証人による証明も可。【29年2月】

② 商業・法人登記関係の主な通達を法務省HPに掲載。【28年9月】

【課題3】法人設立後の銀行口座開設

日本での法人設立後、銀行口座の開設について、断られることも多く、非常に時間がかかる。また、支店により対応が大きく異なる。

【今回の対応】

金融庁の要請を受け、メガバンク3行において対応態勢を整備、相談窓口を設置。【29年3月】
(対応できる支店等への対応の集約、外国法人情報の共有、事務取扱の内部での徹底等)

2. 在留資格関係①

【課題1】 手続の迅速化

ビザ取得に必要な在留資格の認定取得や更新手続がオンライン化されておらず、窓口に出向いて申請手続しなければならない。

申請から認定までに時間がかかる場合があり見通しが立たない。

【今回の対応】

① 手続のオンライン化

— **オンライン化を平成30年度より開始**すべく、システムの詳細等を検討の上、所要の準備。

② 手続に要する時間の見通し

— 所要期間の実績データの公表。【29年度早期】

— **進捗状況をオンラインで確認できる仕組み**の導入。

2. 在留資格関係②

【課題2】帯同者の在留資格

帯同者に関する在留資格の要件が厳しいため、外国人材を日本に呼び込みにくい。

(例)配偶者の就労が週28時間以内に制限(就労先が特定されない包括許可の場合)。

メイド、ベビーシッターのビザが取得ができない。

【今回の対応】

① 高度人材ポイント制※の評価項目見直し (※配偶者のフルタイム就労や家事使用人の帯同が可能)
— 高額投資家、トップ大学卒業者等に対する加算措置を追加。【29年4月】

② 家事使用人の帯同要件の緩和

— 高度外国人材が帯同する家事使用人の受入要件(海外で継続雇用していた家事使用人と同
時期に入国)について、本人(高度外国人材)の入国後でも呼び寄せられるよう見直し。

【29年秋目途】

その他の課題

○登記、税、社会保障など窓口ごとに手続きが必要でワンストップ化されていない。

⇒ 東京開業ワンストップセンター(国家戦略特区)の取扱業務を拡充(商業登記、国税関係の受付も可能に)。【28年12月】

○海外で流通している製品を日本に輸入・販売する際、製品の安全基準・規格等が海外と異なるため、手続きが煩雑である。検査の要否・詳細が分かりにくい。

⇒ 輸入者等の利便性を高めるための情報発信の充実。
(例) 税関HPに輸入品目別に必要な法令手続情報を掲載。【29年3月】

○制度や手続きの内容、基準・規格等について、英語による情報が少ない。
情報発信が不足しているため、日本は手続きが煩雑というイメージになっている。

⇒ 日本での事業や生活に必要な情報に、すぐにたどり着けるよう、ジェトロHPをポータルサイト化。各省庁の協力を得て英語情報を集約。【28年12月】

(参考)ワーキング・グループ 構成員

(座長)

浦田 秀次郎

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

(座長代理)

大崎 貞和

野村総合研究所未来創発センター主席研究員

(構成員)

飯田 哲也

行政書士飯田哲也事務所所長

今富 雄一郎

横浜市経済局成長戦略推進部長

クリスティン エドマン

H&Mジャパン株式会社代表取締役社長

高島 大浩

独立行政法人日本貿易振興機構対日投資部長

ヒールシャー 魁

デロイトトーマツ税理士法人エグゼクティブオフィサー

ケネス レブラン

シャーマンアンドスターリング外国法事務弁護士事務所パートナー

(平成28年12月時点)